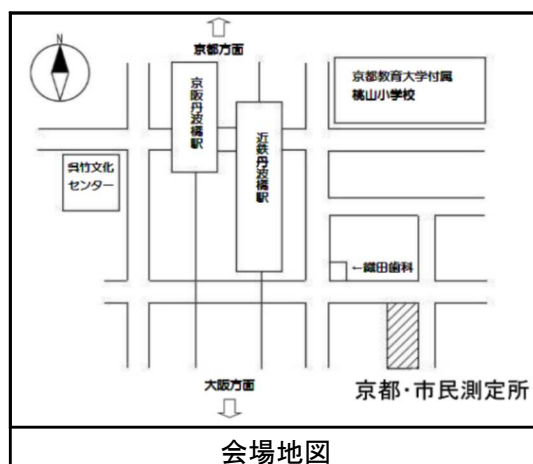


- これからどうする 無償提供の終了と京都府・市の支援策 -

# ひなん生活と 住まいの相談会

- 日時 12月9日(土) 13:30~15:30
- 場所 京都・市民測定所(会議室)
- 参加費 無料 \*個別相談OK
- 申込先 [rentai@s3.dion.ne.jp](mailto:rentai@s3.dion.ne.jp)



福島県は今年3月末でみなし仮設住宅の無償提供を打ち切りましたが、京都府・市は入居日から6年間の無償提供を維持し、その後はそれぞれ独自の支援策を実施しています。京都市は、災害理由による「特定入居」や子ども被災者支援法に基づく「優先入居」等により、現在入居している市営住宅を有償で提供（正式入居に移行）しています。

また、京都府の支援策は、「同じ住宅に1年間の負担軽減措置（家賃の1/2補助）を講じた上で、2019年3月末までの間、有償による継続入居ができるようにする」というものです。さらに、この期間中に引越した場合は、「上限5万円の補助を行う」としています。現在の住居に住み続けられることは大きな前進ですが、年間所得の低い方にとっては、そもそも家賃の額が高額であるため負担が大きく、また、2年間という期限付きの延長となっています。

すでに家賃負担が発生し、生活に困難をきたしている世帯もあることから、上記のとおり、「ひなん生活と住まいの相談会」を開催することにしました。

避難者のみなさん、ぜひ、ご参加ください！

## 「第10回避難者子ども健康相談会きょうと」のお知らせ

- ◆日時:11月26日(日)10:00~12:00
- ◆場所:間法会館(3F研修室②③④)
- ◆対象:福島県および東日本から避難されたお子様とご家族
- ◆健康相談:医師による健康相談
- ◆費用:無料・事前申込制 20家族
- ◆申し込み:専用メールフォーム又はお電話でお申込下さい。

<http://form1.fc2.com/form/?id=864734>  
080-6034-3107(事務局・齋藤)

## 避難者電話・来所相談を実施中 専用電話070-5505-3191

当会では有資格者の相談員による電話・来所相談を行っています。どんなことでもかまいません。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

- 11月の相談日  
1日・8日・15日 水曜日  
10:00~15:00
- 12月の相談日  
6日・13日・20日・27日 水曜日  
10:00~15:00

